

『株式会社 T. S. I コロナ感染対策と対応（基本事項）』

① 日常の感染症対策

厚生労働省の通知に従いつつ、以下を原則とする。

- ・ マスク・検温・手洗い・うがい・1 ケア 1 手洗い・換気
- ・ 手すり消毒（1 日 3 回）⇒チェック表記入
- ・ アルコール（小瓶持ち歩き）

【フェイスシールド着用】

- ・ 体調不良者の対応
- ・ 発熱者の対応
- ・ 口腔ケア
- ・ 食事介助

● 食堂のテーブル拭きは、毎回乾いた布巾でアルコール消毒を行って下さい。

⇒アルコールは、直接テーブル等にはふきかけない（必ず布巾にふきかける）

● 職員の休憩（食事）はコロナ感染拡大の現状より、状況が落ち着くまでの間、必ず別々の場所で食事をしてもらって下さい。

① 職員の家族や身近な人が濃厚接触者（陽性）になった場合

⇒その職員にアンジェスに来てもらい車の中で抗原検査を受けてもらう。

（キッドを渡す職員はマスク、手袋、フェイスシールド着用）

①-1. 家族が濃厚接触者の場合（身近な人も同様）

⇒その職員は抗原検査が陰性であっても、家族の PCR 検査の結果が出る迄、自宅待機。

①-2. 家族が陽性の場合（身近な人も同様）

⇒その職員は抗原検査が陰性であっても、濃厚接触者になれば、2 週間自宅待機。

※その職員が関わった入居者、職員を洗い出ししておく。（2 日前まで遡って）

② 入居者が濃厚接触者になった場合（全て居室対応。フェイスシールド、防護服で対応）

⇒2 日前より、関わった人とケア内容の洗い出し。

③ご入居者様・職員がコロナ陽性になった場合

⇒保健所に連絡

⇒面会自粛開始

※毎出勤時の抗原検査の実施

陽性になった人と、関わった人を2日前まで遡り洗い出しをしておく。

アンジェス内をコロナ対応に切り替える

***以下を基本とし、詳細は各保健所の指示に従う**

<ゾーニング>

→病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染されていない区域(清潔区域)を区分けする事。(感染拡大を防止するための基本的な考え方)

※グリーンゾーン 清潔区域 (事務所)

※イエローゾーン 中間区域 (相談室)

※レッドゾーン 危険区域 (事務所 相談室以外)

レッドゾーンに行く前に必ず相談室で着用⇒防護服(エプロン)、シールド、手袋着用。

・濃厚接触者の居室退室時は必ず防護服、手袋を外し、ゴミ箱に捨てる。

・居室出口付近の廊下にアルコール設置(手指消毒)⇒廊下は、すみやかに移動。

※1階更衣室・2階浴室入った所に防護服と手袋を置いておく。

※食事は全員使い捨て紙皿を使用し、ワゴンで居室配膳を行う。

※換気、消毒

※ご家族様からの物品受け取り